

## 代表取締役等住所非表示措置

**Q** : 会社の代表取締役の住所等を登記事項証明書に表示しない措置が講じられるとか。どのような内容ですか？

**A** : 次のような内容です。

### 【解説】

株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人(代表取締役等)の住所の一部を一定の要件の下、登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービス(登記事項証明書等)に表示しないこととする措置(代表取締役等住所非表示措置)が創設され、令和6年10月1日から施行されることになっています。

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合は、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるので、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類(会社の印鑑証明書等)が増えたりするなど、一定の支障が生じることが想定されることから、代表取締役等住所非表示措置の申出をする際には、慎重かつ十分な検討をしなければなりません。

また、代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、会社法に規定する登記義務が免除されるわけではないので、代表取締役等の住所に変更が生じた場合には、その旨の登記申請をしなければならないということに注意をしておく必要があります。

なお、この代表取締役等住所非表示措置の申出は、登記の申請と同時にする場合に限りすることが認められます。

